

目	次	ページ
<b>規 則</b>		
15 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	1	1
16 東日本大震災に対処するための新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例	2	2
17 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2	2
<b>告 示</b>		
10 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正	3	3
11 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の一部改正	4	4
<b>公 告</b>		
新潟県市町村総合事務組合財政状況の公表について	4	4
<b>公平委員会規則</b>		
2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	8	8

## 規 則

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 6 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 15 号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 16 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 8 項中「施設」の次に「、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 19 条第 3 号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第 77 条第 1 項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」

に、「出迎えるために赴く」を「出迎えるため赴き、又は見送るため赴く」に改める。

第 20 条中「第 16 条各号」を「第 16 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

東日本大震災に対処するための新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例を次のとおり公布する。

平成 23 年 6 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 16 号

東日本大震災に対処するための新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 16 年規則第 8 号）第 16 条第 1 項第 10 号及び第 20 条の規定の適用については、同号中「5 日」とあるのは「5 日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7 日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第 16 条第 1 項各号」とあるのは「第 16 条第 1 項各号（東日本大震災に対処するための新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例（平成 23 年規則第 号）の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（この規則の失効）
- 2 この規則は、平成 23 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

---

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 6 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 17 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

別記様式非第 10 号の 2 の〔注意事項〕4(2)中「56,790 円（随時介護を要する状態にあるときは 28,400 円。）」を「新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額（平成 16 年告示第 17 号。以下「告示」という）の表常時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第 2 号に应ずる金額の欄に掲げる額（随時介護を要する状態にあるときは、同表随時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第 2 号に应ずる金額の欄に掲げる額。）」に改め、同様式の〔注意事項〕4(3)中「56,790 円（随時介護を要する状態にあるときは 28,400 円。）」を「告示の表常時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第 2 号に应ずる金額の欄に掲げる額（随時介護を要する状態にあるときは、同表随時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第 2 号に应ずる金額の欄に掲げる額。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第 10 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成 16 年告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

平成 23 年 6 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,317 円	12,750 円
20 歳以上 25 歳未満	4,920 円	12,750 円
25 歳以上 30 歳未満	5,565 円	13,028 円
30 歳以上 35 歳未満	6,090 円	16,028 円
35 歳以上 40 歳未満	6,539 円	18,500 円
40 歳以上 45 歳未満	6,749 円	22,065 円
45 歳以上 50 歳未満	6,688 円	23,750 円
50 歳以上 55 歳未満	6,274 円	24,409 円
55 歳以上 60 歳未満	5,549 円	23,183 円
60 歳以上 65 歳未満	4,629 円	20,754 円
65 歳以上 70 歳未満	3,940 円	15,217 円
70 歳以上	3,940 円	12,750 円

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

**新潟県市町村総合事務組合告示第 11 号**

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額（平成 16 年告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

平成 23 年 6 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,730 円」を「104,530 円」に、「56,790 円」を「56,720 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,370 円」を「52,270 円」に、「28,400 円」を「28,360 円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

公 告

**新潟県市町村総合事務組合財政状況の公表について（公告）**

新潟県市町村総合事務組合財政状況の公表に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合の財政状況を下記のとおり公表する。

平成 23 年 6 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

記

- 1 平成 22 年度一般会計予算執行状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（歳入）

（単位：円）

款 別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	51,107,000	37,379,027	73.1%

交付金	31,057,000	25,524,168	82.2%
使用料及び手数料	190,921,000	183,182,305	95.9%
財産収入	1,901,000	2,284,200	120.2%
繰入金	160,883,000	160,883,000	100.0%
繰越金	45,977,000	45,977,975	100.0%
諸収入	3,588,000	2,832,689	78.9%
国庫支出金	1,000	0	0.0%
計	485,435,000	458,063,364	94.4%

(歳出)

款 別	予算額	支出済額	支出割合
議会費	1,338,000	886,146	66.2%
総務費	405,712,000	355,009,855	87.5%
事業費	49,016,000	11,030,672	22.5%
積立金	16,000,000	16,000,000	100.0%
予備費	13,369,000	0	0.0%
計	485,435,000	382,926,673	78.9%

## 2 平成22年度特別会計予算執行状況(平成23年3月31日現在)

### (1) 職員退職手当支給事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款 別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	8,280,721,000	8,226,495,567	99.3%
財産収入	166,589,000	166,588,789	100.0%
繰入金	3,864,351,000	880,000,000	22.8%
繰越金	88,128,000	88,128,443	100.0%
諸収入	25,871,000	25,665,652	99.2%
計	12,425,660,000	9,386,878,451	75.5%

(歳出)

款 別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	12,112,007,000	3,465,637,981	28.6%
積立金	210,653,000	210,653,000	100.0%
諸支出金	100,000,000	37,047,372	37.0%
予備費	3,000,000	0	0.0%
計	12,425,660,000	3,713,338,353	29.9%

## (2) 非常勤職員公務災害補償等事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款 別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	9,138,000	8,630,692	94.4%
財産収入	1,106,000	1,316,480	119.0%
繰入金	5,000,000	2,000,000	40.0%
繰越金	5,257,000	5,257,436	100.0%
諸収入	2,000	0	0.0%
計	20,503,000	17,204,608	83.9%

(歳出)

款 別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	16,697,000	11,688,770	70.0%
積立金	3,806,000	3,806,000	100.0%
計	20,503,000	15,494,770	75.6%

## (3) 消防団員等公務災害補償事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款 別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	914,729,000	913,593,530	99.9%
交付金	769,500,000	630,976,000	82.0%
財産収入	11,307,000	11,306,720	100.0%
繰入金	1,000	0	0.0%
繰越金	16,468,000	16,468,716	100.0%
諸収入	317,000	292,326	92.2%
計	1,712,322,000	1,572,637,292	91.8%

(歳出)

款 別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	1,684,548,000	1,525,718,281	90.6%
積立金	27,773,000	27,773,000	100.0%
諸支出金	1,000	0	0.0%
計	1,712,322,000	1,553,491,281	90.7%

## (4) 消防賞じゅつ金等支給事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款 別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	907,000	906,620	100.0%
財産収入	11,168,000	11,167,720	100.0%
繰入金	30,000,000	0	0.0%

繰越金	720,000	720,372	100.1%
諸収入	2,000	0	0.0%
計	42,797,000	12,794,712	29.9%

(歳出)

款別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	30,910,000	191,000	0.6%
積立金	11,886,000	11,886,000	100.0%
諸支出金	1,000	0	0.0%
計	42,797,000	12,077,000	28.2%

### (5) 交通災害共済事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款別	予算額	収入済額	収入割合
会費収入	642,100,000	651,407,500	101.4%
財産収入	59,533,000	61,267,997	102.9%
繰入金	601,025,000	601,025,000	100.0%
繰越金	106,408,000	106,408,028	100.0%
諸収入	198,000	196,382	99.2%
計	1,409,264,000	1,420,304,907	100.8%

(歳出)

款別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	704,810,000	621,888,620	88.2%
積立金	703,854,000	703,854,000	100.0%
諸支出金	100,000	0	0.0%
予備費	500,000	0	0.0%
計	1,409,264,000	1,325,742,620	94.1%

### 3 公有財産の状況

土地及び建物（平成23年3月31日現在）

区分	土地		建物	
	数量（地積）	価格	数量（延面積）	価格
新潟県自治会館	4,503.33 m <sup>2</sup>	190,493 千円	17,019.90 m <sup>2</sup>	1,413,604 千円

### 4 一時借入金

なし

5 基金の状況

(単位：円)

区 分	10月1日現在高	期間中増減		3月31日現在高
		増	減	
退職手当基金	13,865,890,125	210,653,000	885,496,310	13,191,046,815
非常勤職員公務災害補償等基金	104,884,368	3,806,000	2,268,569	106,421,799
消防団員等公務災害補償基金	724,358,368	27,773,000	1,568,735	750,562,633
消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金基金	752,860,157	11,886,000	374,835	764,371,322
新潟県交通災害共済財政調整基金	3,927,701,980	646,537,000	191,451,068	4,382,787,912
新潟県自治会館施設整備基金	392,031,124	16,000,000	83,301,547	324,729,577
計	19,767,726,122	916,655,000	1,164,461,064	19,519,920,058

公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成23年6月1日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀川 徹 夫

**新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第2号**

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中

「

長 部 局	部長、部次長、課長、局長、室長、センター長、所長、事務所次長
	企画政策課の秘書係長及び秘書係の秘書担当の職員 総務課の課長補佐、人事係長及び庶務主幹並びに人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）及び職員団体担当の職員 財政課の課長補佐、財政係長及び管財主幹
	会計管理者
	教育委員会事務局
教育委員会事務局	教育長、教育部長、課長、室長

を

」



「

長 部 局	部長、部次長、課長、室長、センター長、所長、 事務所次長、事務長
	秘書広報室の秘書主幹及び秘書広報班の秘書担当 の職員 総務課の課長補佐、人事係長及び庶務主幹並びに 人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に 関する事務を行うものに限る。）及び職員団体担 当の職員 財政課の課長補佐、財政係長及び管財主幹
	会計管理者
教育委員会 事務局	教育長、教育部長、課長、室長、センター長

に改める。」

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。